## 取引時確認へのご協力のお願い

犯罪収益移転防止法により、預金口座の開設や10万円を超える現金でのお振込み、200万円を超える現金の入出金等を行う場合、金融機関は、本人確認書類により、氏名、住所、生年月日等を確認させていただいております。利用者の方々にはご不便をお掛けする場合がございますが、ご協力お願いいたします。

- 〇 預金口座の開設、10万円を超える現金でのお振込み、200万円を超える現金の入出金等を行う場合、以下の確認が必要になります。
- ⇒本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の提示が必要になります。また、ATMでは、10万円を超える現金でのお振込みはできません。
- 〇 また、顔写真の無い本人確認書類(健康保険証、年金手帳等)を金融機関に提示する場合、以下の確認が追加されます。
- ⇒本人確認書類(健康保険証、年金手帳等)+ 別の本人確認書類(住民票の 写し等)の提示または現住居の記載がある公共料金の領収書(領収日付など が6ヶ月以内のものに限ります)等の提示など

詳しくは金融庁ホームページをご覧下さい。

(URL: http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/20161001.pdf)